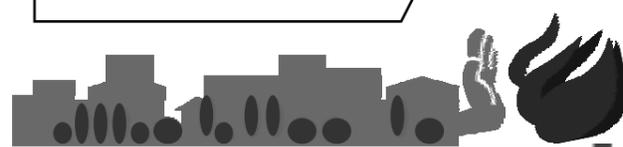
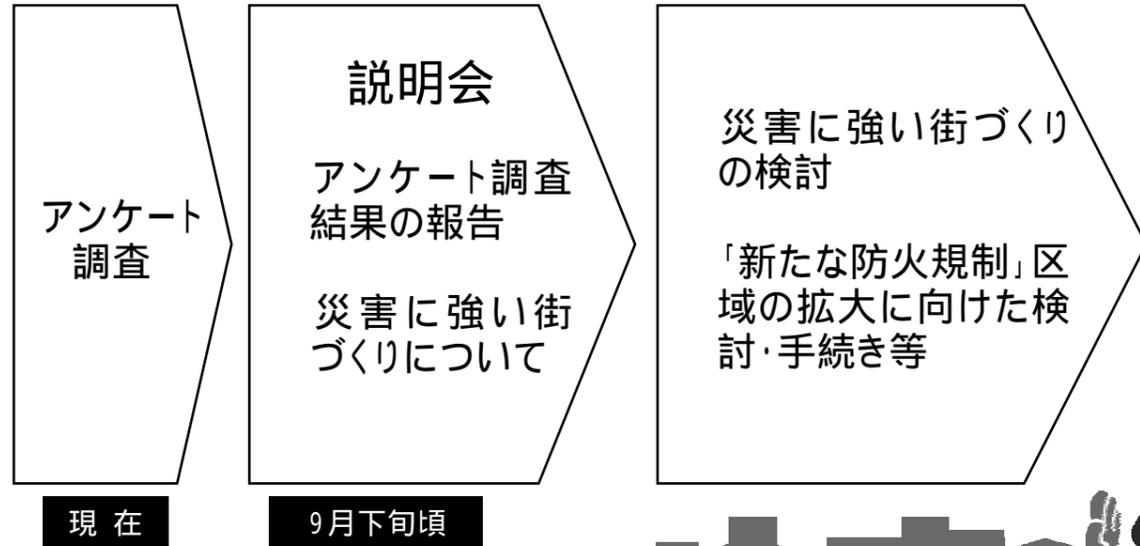


防災 街づくり 通信

【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

今後の予定

今後は、アンケート調査結果の報告と災害に強い街づくりに関する説明会を9月下旬頃に開催する予定です。詳しい日程が決まりましたらお知らせします。

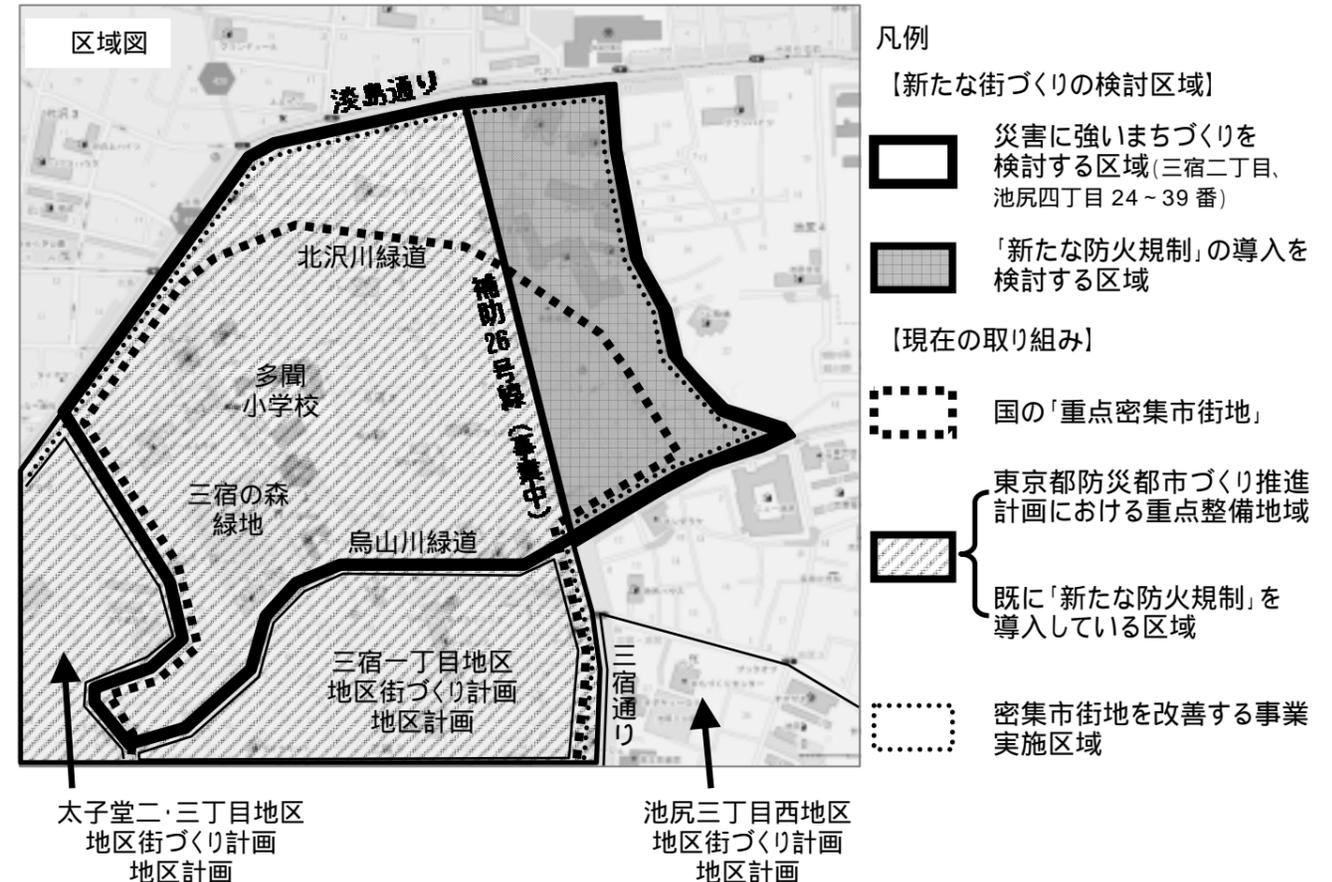


安全に安心して暮らせる街の実現に向けて

震災時等の火災や延焼に強い街にするために

世田谷区では、木造住宅が密集している地区において、災害に強い街づくりに取り組んでいます。皆さまがお住まいの街(下記の地図参照)は、国の「重点密集市街地」に指定(三宿二丁目)されるなど、震災時における防災上の課題がある密集市街地です。これまで区は密集市街地を改善する事業を実施したり、平成23年3月には東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制」の区域に指定してきました(制度の概要は2、3頁をご覧ください)。

区では、これからもこの街を震災時等の火災や延焼に強い街にしていくため、皆さまのご意向を踏まえ、新たな街づくりを検討していきたいと考えています。ぜひ、皆さまのご意見をお聞かせください。



アンケート調査の返送のお願い

ハガキ裏面の設問にお答えの上、ご返送ください。

【締切】

8月31日(金)

【返送方法】

(切り取り線)でハガキを切り取り、以下のいずれかの方法でお送りください。

- 郵便ポストへ投函(切手不要)
- ファクシミリ(03 5432-3055)
- 街づくり課窓口へ持参(平日8:30から17:00まで)

この通信は、対象区域にお住まいの皆さま・土地建物所有者の皆さまに、世田谷区からお届けしています。

お問い合わせ先
 世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課
 〒154-8504
 東京都世田谷区世田谷 4-22-33
 電話: 03-5432-2872(直通)
 FAX: 03 5432-3055
 (担当: 二見・小出・内田・岩本)

料金受取人私郵便
世田谷支店承認
1235
差出有効期限 平成24年9月30日まで (切手不要)

(切り取り線) post card

1 5 4 8 7 9 0

2 3 5

東京都世田谷区世田谷 4 2 2 3 3

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 行

(切り取り線)

アンケート調査にご協力ください! (2~3頁)

災害に強い街づくりを検討する基礎資料とします。

災害に強い街づくり

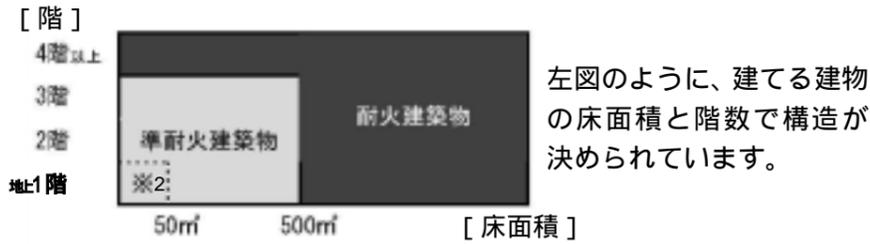
「新たな防火規制」区域の拡大

「新たな防火規制」とは？

「新たな防火規制」とは、震災時の火災による危険性が高い地域において、建物の耐火性能を強化する制度です。

指定された区域内で建物を建てる際は、原則として準耐火建築物（1）以上にする必要があります。

ただし、「将来の建替えや新築を行う際に適用する」ことを原則とするルールですので、現在ある建物に適用するものではありません。



左図のように、建てる建物の床面積と階数で構造が決められています。

- 1 準耐火建築物とは、火災時に主要な構造部分が45分以上耐えて崩壊しない構造とした建築物です。延焼を遅らせ、避難する時間を確保する効果があります。
- 2 50㎡以内の防火構造の付属建築物は建築できます。

「新たな防火規制」区域の拡大について

区では、地区全体で密集市街地を改善する事業を実施しています。災害に強い街づくりのために「新たな防火規制」についても、地区全体に広げていきたいと考えています。

「地区街づくり計画」と「地区計画」の検討～みんなで作る街のルール～

「地区街づくり計画」とは？

「地区街づくり計画」とは、「世田谷区街づくり条例」に基づく計画で、その地区の特徴に応じた街づくりのルールを住民と区が一緒になって考える区独自の制度です。街づくりの目標、街づくりに関する必要な事項として土地利用、道路・公園等の施設の配置、建物の高さ等のルールについて、きめ細かく定めるものです。



「地区計画」とは？

「地区計画」とは、「都市計画法」に基づく計画で、建物の用途や形態、道路、公園などについて地区のルールを法律で定めることができます。

これらの計画が策定された後は、建物を建てる際に事前の届出が必要となり、ルールを守って建てることとなります。

「地区街づくり計画」と「地区計画」のルール(例)

- | 「地区街づくり計画」 | 「地区計画」 |
|-------------------------|---------------------------------|
| * 交差点には隅切りをつくる。 | * 最低敷地面積を定める。 |
| * 自転車放置やゴミ投棄を防ぐ建物計画とする。 | * 建物の高さを制限する。 |
| * 集合住宅の管理者を表示する。 | * 道路側から建物の壁面を一定距離以上後退し、空間を確保する。 |
| * 大きな建物には防火貯水槽を設ける。 | * 隣同士の建物の壁面の位置を一定距離以上確保する。 |
| * 街の美化・緑化に努める。 | |

アンケート調査票

以下の設問について、当てはまる番号を選び、右のハガキの【回答欄】にご記入の上、切り取ってご返送ください。

<p>【設問1】 日ごろ、防災面での課題を感じていますか？ (1つ選択)</p> <p>感じる 感じない わからない</p>	<p>【設問2】 この街に、災害に強い街づくりは必要だと思いますか？ (1つ選択)</p> <p>必要である 必要でない わからない</p>
<p>【設問3】 「新たな防火規制」の区域を、地区全体に広げることが必要だと思いますか？ (1つ選択)</p> <p>必要である 必要でない わからない</p>	<p>【設問4】 この街に、地区街づくり計画・地区計画によるルールづくりは必要だとお考えですか？ (1つ選択)</p> <p>必要である 必要でない わからない</p>
<p>【設問5】 地区街づくり計画・地区計画によるルールづくりの話し合いがあれば参加しますか？ (1つ選択)</p> <p>参加したい 参加したくない わからない</p>	<p>【設問6】 設問1～5について、その他街づくり等についてご意見がありましたら右の【回答欄】にお書きください。</p>



【回答欄】へご記入ください

(切り取り線)



(切り取り線) ----- ✂

アンケート調査票 【回答欄】

設問1		設問2	
設問3		設問4	
設問5			
設問6	設問1～5について、その他街づくり等についてご意見がありましたらお書きください。		

よろしければご記入をお願いします。

ご住所： _____ 丁目 番号 _____

お名前： _____